

- 1 件 名 平成29年度第3回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
- 2 日 時 平成29年10月18日(水) 19時00分～19時50分
- 3 場 所 市役所 第1庁舎 第2委員会室
- 4 出席委員 中村委員、荻委員、三輪委員、田中委員、渡邊委員
- 5 事務局 総務課政策法務係(澤木、玖島)
- 6 説明者 大浦経営企画課長、経営企画課経営企画係(中野、藤本)
- 7 傍聴者 なし
- 8 内 容 諮問：パーソントリップ調査に係る個人情報の外部提供について

9 会議概要

○事務局

(挨拶)

○会 長

本日は、パーソントリップ調査に係る個人情報の外部提供について諮問が1件出ている。

そもそも古賀市個人情報保護条例第8条第1項では、当初の収集目的以外の目的のために実施機関以外の者に個人情報を提供してはならないとされている。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでないとされており、第6号で「審議会の意見を聴いた上で、個人情報を使用することに公益上特に必要があると実施機関が認めるとき。」と定められており、この規定に関して本件諮問がなされているということである。

それでは、概要等について事務局から説明願いたい。

○事務局

パーソントリップ調査の担当課が経営企画課であることから、同課の担当者から説明申し上げる。

○説明者

(諮問書について説明)

○会 長

本日配布されたパーソントリップ調査の資料についても、概要をご説明願う。

○説明者

(パーソントリップ調査の資料について説明)

○会 長

北部九州圏都市交通計画協議会が調査をアンケート方式で実施するが、そのアンケートの対象となる世帯を古賀市が無作為抽出して、同協議会に、その情報を提供する。

そこから先のアンケート実施等については、協議会が実施する。

そうすると、今回は、アンケート調査の対象者の無作為抽出した個人情報を同協議会に提出する、すなわち外部提供の妥当性の諮問ということである。

古賀市からは何世帯分の情報を提供することになるのか。

○説明者

抽出人数は約11,000人、世帯数としては4,100世帯である。

○委員

母数はいくらか。

○説明者

今回の調査は、5歳以上を対象者としており、55,364名が母数となる。

○委員

古賀市の住民の約5分の1ということになる。

資料によると圏域内の約63.4万人への配布が必要となるということであるから、福岡県と佐賀県の住民を合算すると約500から600万人と考えると約200人に1人の割合で配布されるということになる。

そうすると、配布される地域ごとに対象者の数が異なるということか。

○説明者

ご指摘のとおり地域ごとに抽出率が異なる。

抽出率は1%や2%異なるところもあるが、当該数値の根拠までは把握していない。

多めの配布枚数になっているのは、協議会の見込みでは回収率が28%という点が影響しているものと思われる。

○委員

今回5回目ということであるが、4回目のときは古賀市が個別送付していたのか。

前回の状況について説明願いたい。

○説明者

前回は平成17年に実施したが、当該実施に係るデータが残っておらず、内容が把握できていない。

○委員

第4回については、アンケートの実施方法についてもわからないということか。

○説明者

そのとおりである。

○委員

国勢調査では事業地別で回答するというようになっていたように思うが、国勢調査とは方法が異なるのか。

○説明者

地方自治体を実施する統計調査としては、基幹統計調査と届出統計調査がある。

国勢調査は全国的に5年に一度実施されており、統計法において基幹統計調査という位置づけをされている。

最も重要な統計調査ということで全世帯を対象としており、無作為抽出ではなく、全

戸にわたり確認する調査で、今回の調査とは若干毛色が異なる。

今回の調査は、総務省令に規定されている届出統計調査である。

○説明者

補足だが、今回の調査は、1日の移動すべてを記載する調査となっており、終業後に買い物に寄ったなどの場合も調査の対象とする点が国勢調査との主な違いとして挙げられる。

○委員

国勢調査は、通勤・通学のみを対象としているという点が違うということか。

○会長

今回の調査は、古賀市にどのような形でフィードバックされるのか、古賀市や古賀市民にとってどのようなメリットがあるかを説明願いたい。

○説明者

今回の調査は、1年目が調査、2年目が集計、3年目が将来予測という流れで協議会が実施していくものである。

現在、古賀市においては、JRが3駅及び西鉄バス路線で交通体系が維持されているところ、今後いかなる交通体系が必要かという検討を行うにあたり、予測データが有用であると思われる。

○会長

協議会で作成されたデータが古賀市にも提供されて、それを利用することができるということか。

○説明者

そのとおりである。

○会長

関連して、前回、10年前の調査のデータについてはどのように利用されたかについて、公益性を踏まえてご説明願いたい。

○説明者

都市計画道路の見直しや交通量の調査などへの活用やまちづくりという意味での都市計画について、基礎調査部分への活用ができています。

○委員

パーソントリップ調査以外で、市町村に依頼のある届出統計調査はあるか。

家計調査は、確か県庁所在地のみであったように記憶しているが。

○説明者

届出統計調査は極めて稀なものであり、ほばないものをご理解いただきたい。

○委員

今回の調査における個人情報のデータの流れについて説明願いたい。

アンケート調査は、基本的に郵送又はWEBで行うようになっているようだが、資料

を確認すると、民生委員が回収する場合の個人情報の取り扱いという内容のことが記載されている。

民生委員が回収することもあるのか。

○説明者

県内全域の調査のため、そういった地域があるのかもしれないが、古賀市においては、今のところ調査員が出向いて回収することは想定しておらず、郵送又はWEBのみでの回答となる。

○委員

第三者が途中で介在することはないということで理解してよいか。

○説明者

そのとおりである。

○会長

情報の提供後については、個人情報のセキュリティーなどの面も含めて、協議会に一任するということになるということか。

○説明者

そのとおりである。

情報管理計画書に基づいて協議会が管理することとなる。

○委員

パーソントリップ調査を行うことについて、広報はされているのか。

○説明者

まず、古賀市で発行している広報こが9月号にてお知らせしている。

また、福岡県においても福岡県だよりにて案内がなされている。

詳しい実施時期については、決定し次第、広報及び市の公式ホームページにて周知する予定としている。

○委員

提供の方法にCD-ROMと記載してあるが、輸送手段は何か。

○説明者

身分証明書を確認のうえ、直接相手方に手交する。

○委員

紙媒体も同様か。

○説明者

そのとおりである。

○会長

ほかに質問等がないようなので、審議に移る。

説明者は一旦退席いただきたい。

(説明者退室)

○会 長

以上を踏まえて、各委員のご意見を伺いたい。

○委 員

公益性については、説明にもあったように都市計画のうえでは有用な情報であると思う。

ただ、古賀市から提供する情報について、少し検討が必要な部分があると考えている。今回の情報提供は、基本的にはアンケートの郵送のためのものと捉えることができるものと思われる。

このことから、郵送により調査を実施するために必要な範囲の情報の提供をすべきということになる。

そこで、諮問書の提供する個人情報についてみると、世帯主の氏名、生年月日及び性別、さらに世帯構成員の生年月日及び性別となっているが、単に郵便物を届けたい、また個人に対してのアンケート調査ということであれば、一見して世帯単位で捉える必要がないように感じられるところである。

アンケート調査票についても世帯票と個人票の両方が用意されているところからすると、世帯で捉える何らかの必要性があるものと思われるところ、その必要性について説明を要するようと思われる。

○会 長

調査票を郵送するだけであれば住所と世帯主の氏名、生年月日及び性別程度があればよいのであって、世帯構成員の生年月日及び性別まで情報提供する必要があるのかというご指摘であるが、いかがか。

○委 員

調査票において結局世帯の中身について確認することとされており、世帯の情報を提供するか否かも調査の対象者が判断すべきものと考えれば、協議会への情報提供の時点で世帯構成員の情報まで提供することになると何か理由が必要になるものと思われる。

○委 員

例えばパンデミックや帰宅困難者などに関して活用することも想定しての世帯単位の情報ということも考えられることもあるが、本件においても提供する情報の範囲についての説明が必要であると思われる。

協議会や県からは、この点についての説明はないのか。

○会 長

では、この点について確認することとしたいので、説明者に再度入室願う。

(説明者入室)

○会 長

古賀市が提供する情報である世帯構成員の生年月日及び性別について、アンケートを送達するためであれば、世帯の情報は提供する必要がないのではないかという意見が出

ている。

この点について協議会等から必要性等の説明があつていれば、提供いただきたい。

○説明者

ご指摘の点については、担当課としても当初疑念が生じたところである。

そこで、協議会に確認したところ、アンケートを回収したところ、例えば年齢層が偏った回答しかなかった場合に補足するために、再度若い年齢層にアンケートを郵送するという対応をするものとの説明があつた。

○会 長

まず一度回収したが、偏った回答しかなかった場合に、バランスをとるために再度送
りなおす可能性があるということか。

○説明者

そのように説明を受けている。

抽出者11,000人は、当初アンケートを送付する予定人数の1.5倍であり、当初送付した後の残りの5割については、当初得られたデータにおいて属性の偏りが生じた場合に平坦化するための予備とご理解いただきたい。

このため性別、生年月日が必要とされているものである。

○会 長

今の説明からすると、同一の世帯に2度アンケートが送付されるということではなく、抽出したものの5割分は偏った場合にバランスをとるための予備であり、バランスをとるためにアンケートを送付するにあたっては生年月日等の情報が必要となるということである。

○委 員

例えば、世帯構成員が5名だとして、うち3名にしか送らないということがあるのか。

○説明者

対象の世帯であれば、5歳以上の者すべてに送付する。

○委 員

世帯構成員5名のうち1名に送られてくれば、残りの4名にも送られてくるという理解でいいか。

○説明者

そのとおりである。

○会 長

むしろ5人世帯なら5名分がまとめて郵送されてくるようなイメージか。

○委 員

バランスよくアンケートを回収するために、世帯構成員の情報も必要ということであるが、人口構成において世代間のバラツキがあることも考慮してアンケートを送付するのか。

○委員

おそらく公的な統計においては高齢者の方が回収率が高いために、若い世代に重点をおいてアンケートを送付しなければならず、そのような実態を踏まえて今回のようなアンケートの取り方の仕組みを作っているのではないか。

○説明者

人口構成についてご指摘があったが、県としては、統計学上、一定の人数に送付することにより、統計上有意な数字が算出できるとの考えのもと実施しているものと思われる。

確かに、若い世代の回答率が低いという傾向が他の統計調査においてもみられるかもしれない。

ただ、前回の国勢調査でも行われたオンラインでの回答が可能となっていることから、若い世代においても回答率の向上につながっているという実績もあり、その中で改善されていくように考えている。

○委員

古賀市が抽出するのは、第1次のアンケート、第2次のアンケートの区分はせずに、一定の人数を抽出して提供するということか。

○説明者

そのとおりである。

○委員

他の市町村とは、パーソントリップ調査への対応について、協議等情報共有はしたか。

○説明者

他の市町村との連絡は、今のところ実施していない。

○会長

私が委員を務めている他の自治体において、同様の案件が諮問されたことはある。

再度審議に入るため、説明者は退室願う。

(説明者退室)

○会長

説明者の説明を受けて、各委員から意見があれば伺いたい。

説明を聞く限り、古賀市だけが世帯構成員の情報を提供しないというような形はとれないように感じている。

○委員

世帯自体で捉えるということがパーソントリップ調査において非常に重要なものとなると思うので、世帯構成員の情報まで提供しても問題ないように思う。

公益性についても必要性はあると考える。

○委員

広域で行う調査であるから、古賀市だけが他の自治体と異なる情報を提供する場合、

網羅性を低下させ、ひいてはパーソントリップ調査から得られるフィードバックの質も低下させることは結果的に公共の利益を減退させることになりかねない。

統計調査の精度向上に協力することは、古賀市にとっても得るものが大きいと考える。

○委員

同様の意見である。

確かに古賀市だけ世帯の構成を出さないことはあり得ないように思う。

統計上も古賀市の分だけクオリティが下がり、翻って古賀市民に対する公益性の低下にもつながる。

おそらくこのような情報は、県下で同様に提供されていると思われ、他の自治体でも同様の諮問がなされているという話もあったことから、古賀市としても、これらの情報を提供する必要性があると考えます。

○委員

同意見である。

古賀市民のためになるという点から必要性があると考えます。

○委員

一点付言したい。

先ほど10年前の成果についての説明が明瞭でなかったもので、今回は成果物として何を得たのか、それをそのように反映したのかということ、さらに10年後に説明できる形で整えていただきたい。

○会長

ご指摘のとおりと思う。

仮に10年後に同様の調査があった場合、委員、担当者、事務局もおそらく入れ替わっているものと思われ、今回どのような手法で提供したかということと、3年後のフィードバックをどのように利用したかということ、引き継いでいただきたい。

そして、次回同様の調査がある場合に諮問にあたり、当該記録が提供されることにより、そのときの委員による公益性の判断に資することになる。

今回の諮問については、この点を付言としたうえで、情報の提供を妥当と判断することとする。

○事務局

仮に10年後、パーソントリップ調査があった場合には、諮問すべきということで理解してよろしいか。

10年ほど前の諮問になるが、老人の日の記念品代を交付するために自治会に65歳以上の方の名簿を渡すことについて、提供は妥当とされているものがある。

当該提供については当該諮問を依拠し、毎年諮問するという形はとっていない。

本件についても同様に考えるべきか否かについて、ご意見を伺いたい。

○委員

頻度の問題があるように思う。

今、説明があった諮問については、当該提供が毎年あることを前提としてなされているものと思われる。

したがって、当該提供は包括的に妥当とされたと考えてよいものと思われる。

一方で、本件については、10年後にはどのようなようになるか不明であり、現在と同様の公益性や必要性があるかについて、何の担保もないのであって、再度諮問にかけられるべきものとする。

○会長

技術的な面からもWEBでの回答ができるようになっていたりしている点を考慮すると、10年後にはまた随分環境が変化している可能性が高い。

また、自治体の枠組み自体が変化している可能性もある。

そうすると、諮問することを原則と考えるべきである。

○会長

その他事務局から何かあるか。

○事務局

特にない。

○会長

それでは第3回審議会を閉会する。

以上